

参照条文

◎医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等

第六十九条の二 都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 2 医療法人（厚生労働省令で定める者を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報（以下「医療法人情報」という。）の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するとき、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

第六十九条の三 厚生労働大臣は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、医療法人情報を利用して、医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成及び統計的研究として厚生労働省令で定めるもの（第六十九条の七及び第六十九条の八第一項において「統計の作成等」という。）を行うことができる。

第六十九条の四 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）を行う者に医療法人情報を提供することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により医療法人情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第六十九条の五 前条第一項の規定により医療法人情報の提供を受けた者は、当該医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該医療法人情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第六十九条の六 第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受けた者若しくはその者の行う当該医療法人情報に係る調査、学術研究若しくは分析に従事する者又はこれらの者であつた者は、当該医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第六十九条の七 厚生労働大臣は、第六十九条の二第三項の規定による情報の収集及び整理並びに分析の結果の提供、第六十九条の三の規定による統計の作成等並びに第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部又は一部を独立行政法人福祉医療機構（次条において「機構」という。）に委託することができる。

第六十九条の八 第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者及び第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けて機構が第六十九条の三の規定による統計の作成等及び第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部を行う場合にあっては、機構）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の良質かつ適切な医療の効率的な提供のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

◎医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（手数料）

第五条の十四の二 法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者が法第六十九条の八第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 法第六十九条の三の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに六千三百円

二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 光ディスク（日本産業規格XO六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円

ロ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百二十円

三 統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

2 法第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報（法第六十九条の二第三項に規定する医療法人情報をいう。以下同じ。）の提供を受ける者が法第六十九条の八第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 十六万二千百円を超えない範囲内において、医療法人情報の提供に当たり行う法第六十九条の四第二項に規定する意見の聴取等に要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額

二 法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に要する時間一時間までごとに六千三百円

三 医療法人情報の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 前項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ロ 前項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

四 医療法人情報を記録した前号イ又はロに規定する光ディスクの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

3 前二項の手料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第六十九条の八第一項の規定により独立行政法人福祉医療機構（次条第六項において「機構」という。）に対しこれらの手数料を納付する場合は、この限りでない。

(手数料の減免)

第五条の十四の三 法第六十九条の八第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体
 - 二 大学その他の研究機関のうち、良質かつ適切な医療の効率的な提供に密接な関連がある業務として厚生労働省令で定める業務を行う公共法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人をいう。）又は公益法人等（同条第六号に規定する公益法人等をいう。）であつて厚生労働省令で定めるもの
 - 三 大学その他の研究機関又は民間事業者その他の厚生労働省令で定める者のうち、法第六十九条の三の規定により作成した統計若しくは行つた統計的研究の成果を活用して行う調査、学術研究若しくは分析又は法第六十九条の四第一項に規定する医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究若しくは分析（次号口において単に「調査等」という。）であつて次に掲げる補助金その他の資金を充てて行うもの（同号ニ及び次項第二号において「補助調査等」という。）を行うもの
 - イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。次項第二号及び附則第十一条第二項において「補助金等適正化法」という。）第二条第一項に規定する補助金等（次項第二号において「補助金等」という。）
 - ロ 地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金
 - ハ 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十五条第一号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金又は資金
 - ニ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金
 - 四 大学その他の研究機関又は前号の厚生労働省令で定める者のうち、次のイからニまでに掲げる者からそれぞれイからニまでに定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。次項第三号において同じ。）を受けたもの
 - イ 独立行政法人日本学術振興会 独立行政法人日本学術振興会法第十五条第三号又は第四号に掲げる業務に該当する業務
 - ロ 第一号に掲げる者 調査等に係る業務
 - ハ 第二号に掲げる者 同号に規定する厚生労働省令で定める業務
 - ニ 前号に掲げる者 補助調査等
 - 五 前各号に掲げる者のみにより構成されている団体
- 2 厚生労働大臣は、法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものである場合には、前条第一項の手数料の額から当該額の二分の一に相当する額（次項第一号において「二分の一相当額」という。）

を減額する。

- 一 前項第二号に掲げる者
 - 二 前項第三号に掲げる者のうち、厚生労働大臣が交付する補助金等又は当該補助金等を財源とした補助金等適正化法第二条第四項に規定する間接補助金等を充てて行う補助調査等以外の補助調査等を行うもの
 - 三 前項第四号イ、ハ又は二に掲げる者（前号に掲げる者から委託を受けた者に限る。）
 - 四 前項第五号に掲げる者のうち、前三号に掲げる者のいずれかに該当するものを構成員とする団体
- 3 前項各号に掲げる者に対して同項の規定による減額後の手数料の額について更なる減額をしないこととすれば、その業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣が定めるところにより、当該減額後の手数料の額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の範囲内の額を減額することができる。
- 一 二分の一相当額
 - 二 五十万円と、前条第一項の規定により算定した手数料の額（その額が百万円に満たないときは、百万円）から百万円を控除した額に百分の五を乗じて得た額との合算額
- 4 前二項の規定により算定した手数料の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 厚生労働大臣は、法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者が第一項各号に掲げる者のうち第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものである場合には、手数料を免除する。
- 6 第二項若しくは第三項又は前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者は、当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第六十九条の七の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、機構が法第六十九条の三の規定による統計の作成等に係る事務の全部を行う場合にあつては、機構）に提出しなければならない。
- 7 第二項から前項までの規定は、法第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、第二項及び第三項第二号中「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、前項中「法第六十九条の三の規定による統計の作成等」とあるのは「法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供」と読み替えるものとする。

◎医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等

（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十八条の三 法第六十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第三項に規定する分析の結果その他の地域において必要とされる医療を確保するために都道府県知事が必要と認めるもの（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

（法第六十九条の二第二項の厚生労働省令で定める者）

第三十八条の四 法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、租税特別措置法第六十七条第一項の規定を適用して最終会計年度の所得の金額を計算した医療法人とする。

（法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法）

第三十八条の五 法第六十九条の二第二項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎会計年度終了後三月以内（法第五十一条第二項の医療法人にあつては、四月以内）に行わなければならない。

一 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法

二 書面の提出

2 前項第一号の措置は、第三十三条の二の十二第二項の情報システムに法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。

3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の十二第二項の情報システムへの記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。

(法第六十九条の二第二項の厚生労働省令で定める事項)

第三十八条の六 法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 病院又は診療所（以下この条において「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の基本情報
- 二 病院等の収益及び費用の内容
- 三 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 四 その他必要な事項

(法第六十九条の二第三項及び第四項の厚生労働省令で定める事項)

第三十八条の七 法第六十九条の二第三項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項
- 二 法第六十九条の二第二項の規定による報告の内容
- 三 その他必要な事項

(法第六十九条の二第五項の厚生労働省令で定める方法)

第三十九条 法第六十九条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とする。

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第三十九条の二 法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣（厚生労働大臣が法第六十九条の七の規定により独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に法第六十九条の三の規定による同条の統計の作成等（以下「統計の作成等」という。）又は法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報（法第六十九条の二第三項に規定する「医療法人情報」をいう。以下同じ。）の提供に係る事務の全部を委託するときは、機構。以下この節において同じ。）に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、委託の申出をするものとする。

- 一 委託申出者が国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体（以下「公的機関」という。）であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該公的機関の名称
 - ロ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
- 二 委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（第三十九条

の六の見出しを除き、以下「法人等」という。)であるときは、次に掲げる事項

イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三 委託申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四 委託申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五 代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項

イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六 統計の作成等に必要となる医療法人情報に係る年次その他の当該医療法人情報を特定するために必要な事項

七 委託に係る統計の作成等の内容

八 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。以下同じ。）の利用目的

九 統計の作成等の委託をする者が第三十九条の二の三第二項各号に掲げる者に該当しない旨

十 前各号に掲げるもののほか、第三十九条の二の三第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからハまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 第三十九条の二の三第一項第一号に該当する申出 次に掲げる事項

（１） 統計成果物の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間

（２） 研究の成果を公表する方法

（３） 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

（４） 統計成果物の提供を受ける方法及び年月日

（５） （１）から（４）までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

ロ 第三十九条の二の三第一項第二号に該当する申出 次に掲げる事項

（１） 統計成果物の直接の利用目的が教育（第三十九条の二の三第一項第二号イに掲げる学校における教育に限る。）である旨

（２） 統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに当該統計成果物を授業科目で利用する必要性及び期間

（３） 授業科目の実施結果を公表する方法

(4) イ(3)及び(4)に掲げる事項

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

ハ 第三十九条の二の三第一項第三号に該当する申出 次に掲げる事項

(1) 統計成果物が医療提供体制の確保に資する旨及びその内容

(2) 統計成果物を利用して行う事業等の名称、必要性、内容及び実施期間

(3) 統計成果物を利用して行つた事業等の内容を公表する方法

(4) イ(3)及び(4)に掲げる事項

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足る書類

二 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

4 委託申出者は、第一項の規定により提出した委託申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

第三十九条の二の二 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に係る手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

(医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成及び統計的研究)

第三十九条の二の三 法第六十九条の三の医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成及び統計的研究は、次の各号に掲げるものとする。

一 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成及び統計的研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ 統計成果物を研究の用に供すること。

ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 統計成果物を利用して行つた研究の成果が公表されること。

(2) 統計成果物及びこれを用いて行つた研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

二 教育の発展に資すると認められる統計の作成及び統計的研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ 統計成果物を学校教育法第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する一般課程を除く。）における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 統計成果物を利用して行つた教育内容が公表されること。

ハ 前号ハに掲げる要件に該当すること。

三 医療提供体制の確保に係る統計の作成及び統計的研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ 統計成果物を研究の用に供することにより、医療提供体制の確保に資すると認められるもの

ロ 統計成果物を利用して行つた事業等の内容が公表されること。

ハ 第一号ハに掲げる要件に該当すること。

2 前項の統計の作成等の委託をする者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- 一 法、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 五 前各号に掲げる者のほか、医療法人情報を利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により委託に応じ統計の作成等を行うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

第三十九条の二の四 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行つた研究、教育又は事業等が終了したときは、遅滞なく、当該研究の成果、教育内容の概要又は事業等内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第三十九条の二第一項第八号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、厚生労働大臣の同意を得たとき又は前条第一項第一号の場合において当該統計成果物を用いて行つた研究の終了後に当該統計成果物が公表されたときは、この限りでない。

（法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に係る手続等）

第三十九条の二の五 法第六十九条の四第一項の規定により厚生労働大臣に医療法人情報の提供を依頼しようとする者（以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該医療法人情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、医療法人情報の提供の依頼の申出をするものとする。

- 一 提供申出者が公的機関であるときは、第三十九条の二第一項第一号イ及びロに掲げる事項
- 二 提供申出者が法人等であるときは、第三十九条の二第一項第二号イ及びロに掲げる事項
- 三 提供申出者が個人であるときは、第三十九条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項

- 四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
 - 五 代理人によつて申出をするときは、第三十九条の二第一項第五号イ及びロに掲げる事項
 - 六 医療法人情報に係る年次その他の当該医療法人情報を特定するために必要な事項
 - 七 医療法人情報の利用場所
 - 八 医療法人情報の利用目的
 - 九 当該医療法人情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限度である旨及びその判断の根拠となる情報
 - 十 医療法人情報を取り扱う者が次のいずれにも該当しない旨
 - イ 第三十九条の二の三第二項第一号から第四号までに掲げる者
 - ロ イに掲げる者のほか、医療法人情報を利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により医療法人情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有することを確認するために厚生労働大臣が特に必要と認める事項
- 2 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 二 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。
- 4 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

第三十九条の二の六 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る医療法人情報の提供を行う旨並びに当該医療法人情報の提供に係る手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る医療法人情報の提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が定める医療法人情報の取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（法第六十九条の五の厚生労働省令で定める措置）

第三十九条の二の七 法第六十九条の五の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）第十一条第一項第一号に規定する公的機関等（厚生労働省を除く。） 次に掲げる措置

イ 組織的管理措置

- （１） 医療法人情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
- （２） 医療法人情報に係る管理簿を整備すること。
- （３） 医療法人情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- （４） 医療法人情報を取り扱う者以外の者が、医療法人情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。
- （５） 医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ 人的管理措置として医療法人情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ 物理的管理措置

- （１） 医療法人情報を取り扱う区域を特定すること。
- （２） 医療法人情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。
- （３） 医療法人情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
- （４） 医療法人情報を削除し、又は医療法人情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ニ 技術的管理措置

- （１） 医療法人情報を取り扱う電子計算機等において当該医療法人情報を処理す

ることができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二号ニ（2）及び第三号ロ（2）において同じ。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ その他の管理措置

(1) 医療法人情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該医療法人情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

(2) (1) の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

二 法人等（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる措置

イ 組織的管理措置

(1) 医療法人情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

(2) 医療法人情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(3) 医療法人情報に係る管理簿を整備すること。

(4) 医療法人情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(5) 医療法人情報を取り扱う者以外の者が、医療法人情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(6) 医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ 人的管理措置

(1) 医療法人情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(i) 法、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(i i) 暴力団員等

(i i i) 医療法人情報を利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により医療法人情報を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(2) 医療法人情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ 物理的管理措置

- (1) 医療法人情報を取り扱う区域を特定すること。
- (2) 医療法人情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずること。
- (3) 医療法人情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
- (4) 医療法人情報を削除し、又は医療法人情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ニ 技術的管理措置

- (1) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等において当該医療法人情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- (2) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
- (3) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ホ その他の管理措置

- (1) 医療法人情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該医療法人情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。
- (2) (1) の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三 前二号に掲げる者以外の者 次に掲げる措置

イ 物理的管理措置

- (1) 医療法人情報を取り扱う区域を特定すること。
- (2) 医療法人情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずること。
- (3) 医療法人情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
- (4) 医療法人情報を削除し、又は医療法人情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ロ 技術的管理措置

- (1) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等において当該医療法人情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- (2) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
- (3) 医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ その他の管理措置

- (1) 医療法人情報の提供を受けた者が、医療法人情報の適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること。
- (2) 医療法人情報に係る管理簿を整備すること。
- (3) 医療法人情報の提供を受けた者以外の者が、医療法人情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。
- (4) 医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること。
- (5) 医療法人情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該医療法人情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。
- (6) (5)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(令第五条の十四の二第三項の厚生労働省令で定める書面)

第三十九条の二の八 令第五条の十四の二第三項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

- 一 手数料の額
- 二 手数料の納付期限
- 三 その他必要な事項

(令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める業務)

第三十九条の二の九 令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める業務は、法第六十九条の三に規定する統計及び統計的研究又は医療法人情報を利用して行う業務であつて、良質かつ適切な医療の効率的な提供に特に資すると厚生労働大臣が認めるものとする。

(令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等)

第三十九条の二の十 令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人経済産業研究所
- 二 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人
- 三 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人
- 四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（学校教育法第一条に規定する大学を設置するものに限る。）
- 五 地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人（第三号に掲げるものを除く。）

- 六 公益社団法人日本医師会
- 七 公益社団法人日本歯科医師会
- 八 公益社団法人日本薬剤師会
- 九 公益社団法人日本看護協会
- 十 前各号に掲げる者のほか、良質かつ適切な医療の効率的な提供に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者

（令第五条の十四の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第三十九条の二の十一 令第五条の十四の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第一百五十九号）第十五条第一号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金若しくは資金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて法第六十九条の三に規定する統計の作成及び統計的研究の委託又は法第六十九条の四第一項に規定する相当の公益性を有する調査、学術研究若しくは分析を行う個人とする。

（手数料の減免に関する手続）

第三十九条の二の十二 厚生労働大臣は、法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者から令第五条の十四の三第六項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定による手数料の減額又は免除の可否を決定し、当該者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、前項中「令第五条の十四の三第六項」とあるのは「令第五条の十四の三第七項において読み替えて準用する同条第六項」と、「同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定」と読み替えるものとする。